

2016 ぐらしのサポーター通信

還付金詐欺の被害が急増中！ご注意ください！

<ハイライト>

□ 今月のテーマ

- ・ 還付金詐欺の被害が急増中！ご注意ください！
- ・ 平成27年度ぐらしのサポーター活動報告

□ お知らせ

□ ぐらしのコラム

折り込み広告

～

もらえるかな？

徳島県警調べの「特殊詐欺の被害状況」によると、昨年の同時期と比べて還付金詐欺による被害が増加しています。

役所などの公的機関を名乗り、「医療費や税金の還付金がある」と連絡をして、銀行やコンビニのATM機に誘導して操作を指示し、逆にお金を振り込ませる手口が多くを占めています。

◆ 還付金詐欺の被害状況

	件数	被害額
平成28年1～6月	9件	1,347万円
平成27年1～6月	3件	189万円

※ 県警察本部調べ（平成28年1月1日～6月30日現在）

■ 県センターへの相談事例

1. 役場の保険課を名乗って、夫の名前を言われ「今年の1月に医療費3万円の払い戻しを通知したが、返事が無いので電話をした。銀行の口座番号を教えて欲しい」と言われた。
2. 市役所を名乗り「A銀行のシステムが故障し、健康保険の還付金が振り込めない。Bコンビニの前のC銀行まで来て」と電話があった。
3. 昨日、医療保険の団体を名乗る業者から「医療費を還付するための案内状が届いてないか」という連絡があった。「届いてない」と言うと「支払期限が過ぎているのでこちらから振り込む、銀行名を教えて欲しい」と言われた。



「消費者庁イラスト集より」

■ 注意していただきたい事項

- ① **公的機関の職員が、還付金の受け取りについて、住所を聞いたり、ATMを利用するように促したり、銀行の口座番号や暗証番号を電話で確認するようなことはありません。**
- ② 医療費、税金、保険料、年金の未払い等、様々な種類の還付金がありますが、**還付金がATMで支払われることは絶対ありません。**
- ③ **「お金が返ってくるので、携帯電話を持ってATMに行くように」と言われたら、還付金詐欺**です。



平成27年度 暮らしのサポーター活動報告

平成27年度には、390名の暮らしのサポーターの皆様にご活躍いただきました。ご提出いただいた活動報告の一部を紹介しますので、今後の活動の参考にしてください。

伝えるサポーター

基本活動

◆ 消費者情報センター等からの情報を、周りの消費者（家族、友人、近所、職場等）に伝えた。

- ・「暮らしのサポーター通信」に書かれていた「通信販売の定期購入のトラブル」について、親戚・息子夫婦・娘夫婦に伝えた。
- ・「暮らしのサポーター通信」を職場の方に読んでもらえるよう、パソコンからプリントアウトして誰もが手にとって見られる位置に置いている。
- ・消費者協会から1人暮らしの高齢者にトイレトペーパーを配布する際に、高齢者に多い消費者被害の現状や未然防止にかかる方法について注意を呼びかけた。
- ・イベントに参加した際に、徳島県の特殊詐欺の被害状況を伝えて、消費者ホットライン188（いやや！）の番号を周知した。

◆ 周りの消費者の相談やニーズを消費者情報センター等につないだ。

- ・近所の高齢者の女性から、市役所の職員を名乗る者から、未払いの還付金があると何度も電話があると聞き、センターや警察に連絡するよう勧めた。
- ・周りの消費者が、和服のクリーニングの仕上がりについて、呉服店との間でトラブルになっていると聞き、消費者情報センターを案内した。



学ぶサポーター

◆ 暮らしのサポーター研修会等を受講した

- ・「暮らしのサポーター研修会」に参加し、グループディスカッション・ワークショップで啓発講座の進め方について学習した。
- ・「暮らしのサポーター・消費生活コーディネーター交流会」に参加し、班別ワークショップに参加し、「情報誌の作成」を通じて交流が図られた。

◆ 消費生活等に関する学習会や交流会に参加した

- ・南部総合県民局美波庁舎でテレビ会議システムによる「徳島県消費者大学校公開講座」を受講した。
- ・消費者まつりに参加し、山口先生の「脳科学でふせぐ消費者トラブル」を受講した。



アカウント名「徳島県防災・危機管理情報」で、「消費者被害に関する情報」のツイートを開始しました。

防災・危機管理関連の情報をはじめ、幅広いツイートを行っていますので、良かったらフォローして下さい！

活動するサポーター

- ◆ **周りの消費者（家族、友人、近所、職場等）の簡易な相談などに対応した。**
 - ・友人の所にインターネットプロバイダの乗り換えを勧める電話がかかってきたので、契約内容がはっきりと理解できていないなら承諾しないほうが良いとアドバイスした。
 - ・高齢者の方に、注文をしていないのに健康食品が宅配便の代金引換で送られてきた。センターの相談窓口で連絡をして解決した。
- ◆ **消費生活に関するモニター調査・パブリックコメントやシンポジウム等で消費者として意見を発表した。**
 - ・自治体の審議会に参加し、消費者被害の未然防止や消費者教育に関する意見を発表した。
 - ・徳島県の「e-モニターアンケート制度」に応募し、特殊詐欺被害防止啓発活動に関する意識調査に回答した。
- ◆ **学習グループ活動をした。**
 - ・マイナンバー制度の開始にともない、「通知カード」が届いた場合についての学習グループ活動を行った。
 - ・消費者大学の研究発表で「食品表示」について、グループ活動を発表した。
- ◆ **街頭啓発活動や県等が行っている消費者行政の推進に協力した。**
 - ・警察署の協力を得て、地元のスーパーの前で「詐欺防止キャンペーン」を行った。
 - ・地元の祭りで、消費者トラブルを防ぐための冊子配りやパンフレットの展示、ビデオを流す等の啓発を行った。

教えるサポーター

- ◆ **消費生活等に関する講座の講師をした。**
 - ・高齢者を対象に「警察を名乗る詐欺」の寸劇踊りや紙芝居を行った。
 - ・学童を対象に、消費生活に関する紙芝居を行った。
 - ・町が主催する生涯学習講座において消費生活にかかる講師を行った。
 - ◆ **地域の消費生活に関する学習グループを主宰するなど消費者啓発を実施した。**
 - ・町の社会福祉大会で、町民に対して啓発及び消費生活無料相談会を行った。
 - ・町の文化祭で、悪質商法防止に関するパネル展示を行った。
 - ・講師を招き、町民を対象に「終活講演会」を行った。
- ▼ **活動手帳にご記入いただいた感想や意見について、一部を紹介いたします。**



- ・行政が積極的にサポーターに活躍の場を与えて欲しい。
- ・活動の内容によって、手帳のどの分類に記入したらよいのか迷う。
- ・若者の「くらしのサポーター」養成や、認知症サポーターキャラバンとの連携が必要。

いただいたご意見等については、今後の参考とさせていただきます。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

【ホームページ】

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

【くらしのサポーター通信はこちら】

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>



「消費者教育推進大使」
すだちくん

◆ くらしのコラム ◆

折り込み広告 ～手に取って見てもらえるかな？

新聞のチラシの数が曜日によって異なっている。チラシの枚数がぞえは、小学生の夏休みの宿題の定番でもあるが、週末が買い物日になる可能性が高く、各業者はその前日である金・土曜日くらいに目立つチラシを入れるようだ。

私が販売店にチラシを依頼するときは、一番チラシが入らないだろうと予想される月曜日に入れる。あまりにも多い日に入れると、目に留まらずに見逃されてしまうからである。それなりの苦肉の策だ。

最近目に留まったのだが、新聞に入っているたくさんのチラシを、あるチラシが挟んで束ねていた。なるほど、そうすることでチラシの束をどちらから見ても、一番上にそのチラシが見える。

ちなみに私が購入している2種類の新聞に入っていたチラシは、どちらもそのチラシで束ねられていた。

ちょっと折り込み代が高くても見てもらいたいのである。

くらしのサポーター 三原茂雄

◆ お知らせ ◆

「平成28年度 徳島県消費者大学校大学院」の学生募集について

徳島県消費者大学校大学院は、地域活動を実践している消費者等を対象に、消費者問題に対応できる指導者を養成する講座を実施しており、平成28年度の入学生を次のとおり募集します。

【応募資格】

- (1) 県内に在住する満20歳以上の男女であって継続して全講座を受講できる方
- (2) 消費者問題分野について基礎的知識を有する方、または地域の消費者活動に積極的に関わっている方
- (3) 卒業後は消費者問題について、地域の各種学習会・研修会への講師として啓発に当たる等、消費者活動の指導者になることができる方

【定員】 専門教育コース：20名程度

実践教育コース：20名程度

【開講日】平成28年8月20日（土）から9月17日（土）の間の
毎週土曜日 計5回

【場 所】ホテル千秋閣（徳島市幸町3丁目55番地）

【諸費用】 入学金・授業料は無料。
テキスト代に5,000円が必要。

【締切り】平成28年8月10日（水）まで

【問い合わせ先】 NPO法人徳島県消費者協会
電話 088-625-8285



くらしのサポーター担当者より

平成27年度の「くらしのサポーター活動」につきまして、個人及び団体サポーターの皆様方、県民の消費者被害の防止に向けた様々なご活動、ありがとうございました。

「教える」サポーターは敷居が高いというご意見も多いですが、基本活動の「伝える」を中心に引き続き頑張っていただけだとありがたいです。（長谷）